適正化に係る誌上セミナーの開設

　トラック運送事業者は、貨物自動車運送事業法をはじめ、数々の関係法令を遵守することが求められておりますが、例えば大きな事故があった場合、国土交通省では、その防止のため監査方針や規制を強化し、それに伴う処分基準も都度改正してきております。
　県ト協では、これらの改正を岐ト協ニュースやメールマガジン等でお知らせし、併せて適正化事業実施機関による巡回等で周知に努めてまいりましたが、法の改正頻度が事業者の方の理解を上回るなど、課題が顕在化してまいりました。
　このようなことから岐阜県トラック協会では、会員事業者の方の法令の理解と遵守の一助に資することを目的に、誌上によるセミナーを開設する運びとなりました。
但し、紙面の都合により、全ての詳細を掲載することは困難なことから、参照条文などを併記する方式とさせていただきます。　このコーナーが、皆様方の事業の適正化の参考となりますことを祈念致します。

第1回
従業員（乗務員）に対する特別指導と適性診断の受診

◇実施の目的

交通事故の未然防止とプロのドライバー育成のため、計画的・継続的に実施することが求められる。

◇特別指導　（「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」H13.8.20　国土交通省告示1366号）

対象運転者	実施時期	指導内容	時間
初任運転者	初めて事業用自動車に乗務する前 （やむを得ない場合は、乗務を開始した後1ヵ月以内）	1．一般的な指導及び監督内容　※ 運転の心構え、車両の構造上の特徴、貨物の積載方法などや車両管理、健康管理等	15時間以上　※
		2．安全運転の実技　※	20時間以上　※
高齢運転者	適齢診断結果後1ヵ月以内	適齢診断結果を踏まえた身体機能の変化、安全運転方法など	
事故惹起運転者	事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前 （やむを得ない場合は乗務を開始した後1ヵ月以内） 注）外部専門的機関による指導講習の場合の期限は適用外	事故事例の分析、再発防止対策や危険予測及び回避などの座学及び安全運転実技	座学合計6時間以上（実技は可能な限り実施）

※初任運転者の指導は、準中型免許の創設に伴い運転者教育の強化が図られ、「指導及び監督の指針」が一部改正、平成29年3月12日施行。
参照URL　http://www.mlit.go.jp/common/001126328.pdf

◇適性診断　（「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」H13.8.20　国土交通省告示1366号）

種類	対象	受診時期
初任診断	新たに採用された運転者（初任運転者） （過去３年間に初任診断を受診したことがない者）	初めて事業用自動車に乗務する前（やむを得ない場合は、乗務を開始した後1ヵ月以内）
適齢診断	65歳以上の運転者（高齢運転者）	65歳に達した日以後1年以内 （その後3年以内ごとに1回受診）
特定診断Ⅰ	・当該事故前1年間交通事故がなく、今回死亡（又は重傷）事故を起こした運転者（事故惹起者） ・当該事故前3年間交通事故があり、今回軽傷事故を起こした運転者（事故惹起者）	事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前 （やむを得ない場合は乗務を開始した後1ヵ月以内）
特定診断Ⅱ	当該事故前1年間交通事故があり、今回死亡（又は重傷）事故を起こした運転者（事故惹起者）	

＜特別指導及び適性診断の対象となる運転者＞

運　転　者

新たに雇い入れた者

わが社の運転者に必要な指導・適性診断は、どれかな？

特定運転者
初任運転者
・初めて事業用トラックのドライバーとなる者
・過去3年間に貨物自動車運送事業のドライバー経験のない者

特定運転者
65歳以上の高齢者

特定運転者
事故惹起者

特定運転者以外の運転者

過去3年間に貨物自動車運送事業のドライバー経験のある者

事故歴の確認　※

事故歴の確認　※

事故歴→有　事故歴→無　事故歴→有　事故歴→無

雇用前の事業者で、特定診断及び特別指導が「有」

雇用前の事業者で、特定診断及び特別指導が「無」

65歳以上　65歳未満　65歳以上　65歳未満　65歳以上　65歳未満　65歳以上　65歳未満　65歳以上　65歳未満

① B・F　② A　③ C・F・G　④ C・G　⑤ B・F　⑥ A　⑦ C・E・F・G　⑧ C・E・G　⑨ B・E・F　⑩ A・E　⑪ B・F　⑫ C・G　⑬ D・H

実施する適性診断
- A：初任診断
- B：適齢診断
- C：事故惹起者の特定診断
- D：一般診断

実施する指導
- E：初任者の特別指導
- F:適齢者の特別指導
- G:事故惹起者の特別指導
- H:一般的な指導

※事故歴（事業用に限らない）は運転記録証明書等で確認。

実施のポイント

・新規採用運転者に対する適性診断と特別指導（初任教育）は、乗務を始めてからは時間が取れなくなり未実施となる事例が多いことから、乗務に就かせる前に、適性診断、健康診断、事故歴の確認、初任教育をセットとしてとらえ実施。
・特別指導の実施及び適性診断を受診した場合は、運転者台帳へ記録をすること。
・一般診断は3年毎に1回の受診が望ましい。